

～第2章～

世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析

1 世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析

不登校児童・生徒に対して効果的な支援を行うためには、不登校児童・生徒数の推移、不登校になった要因、継続の理由等、的確な把握が必要です。

区では、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査」の中で不登校の現状把握と分析を行っています。

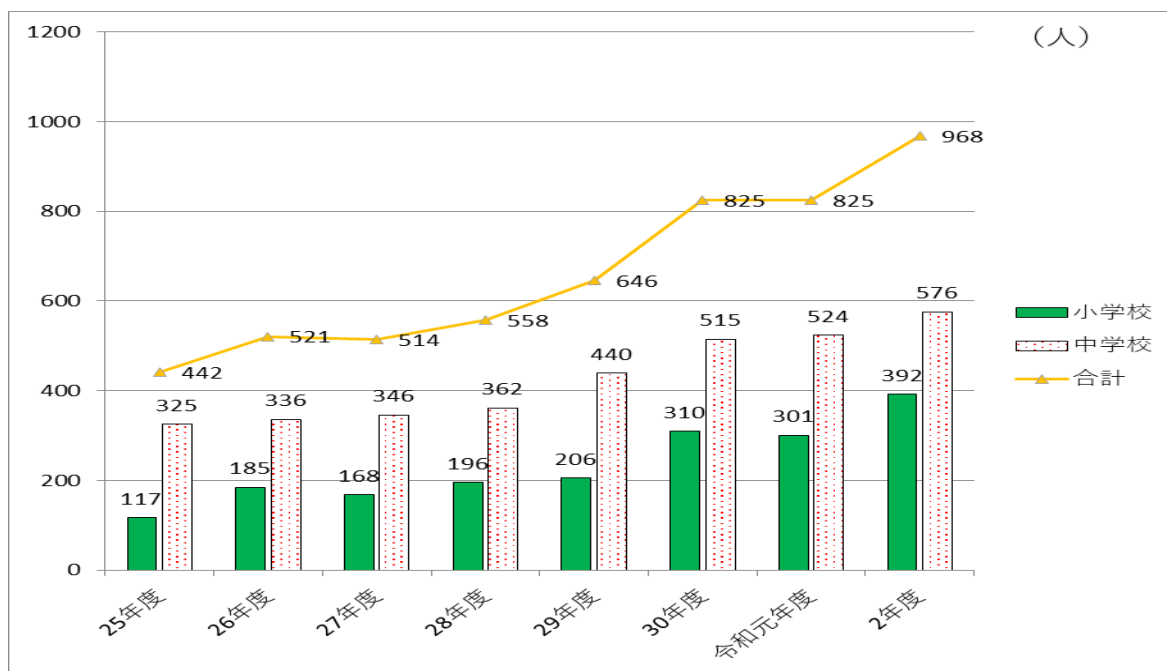
また、区独自の取組みとしては、「不登校傾向等児童・生徒の状況月例調査」を行い、学校からの不登校児童・生徒の個々の理由、対応状況等の報告により、学校と教育委員会が連携し、不登校児童・生徒の把握と対応に努めています。

ここでは、この間における不登校児童・生徒の現状を把握し、分析を行うことで、これまでの区における不登校施策の効果を客観的に評価し、今後、区が取り組むべき課題を明らかにします。

(1) 不登校児童・生徒数の推移等

世田谷区の小・中学校における不登校児童・生徒数は、令和2年度は小学校392人、中学校576人、合計968人であり、不登校アクションプランの初年度にあたる平成30年度に比べ、小学校は1.26倍、中学校は1.12倍と増加傾向にあります。【図表01】

【図表01】 世田谷区立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移



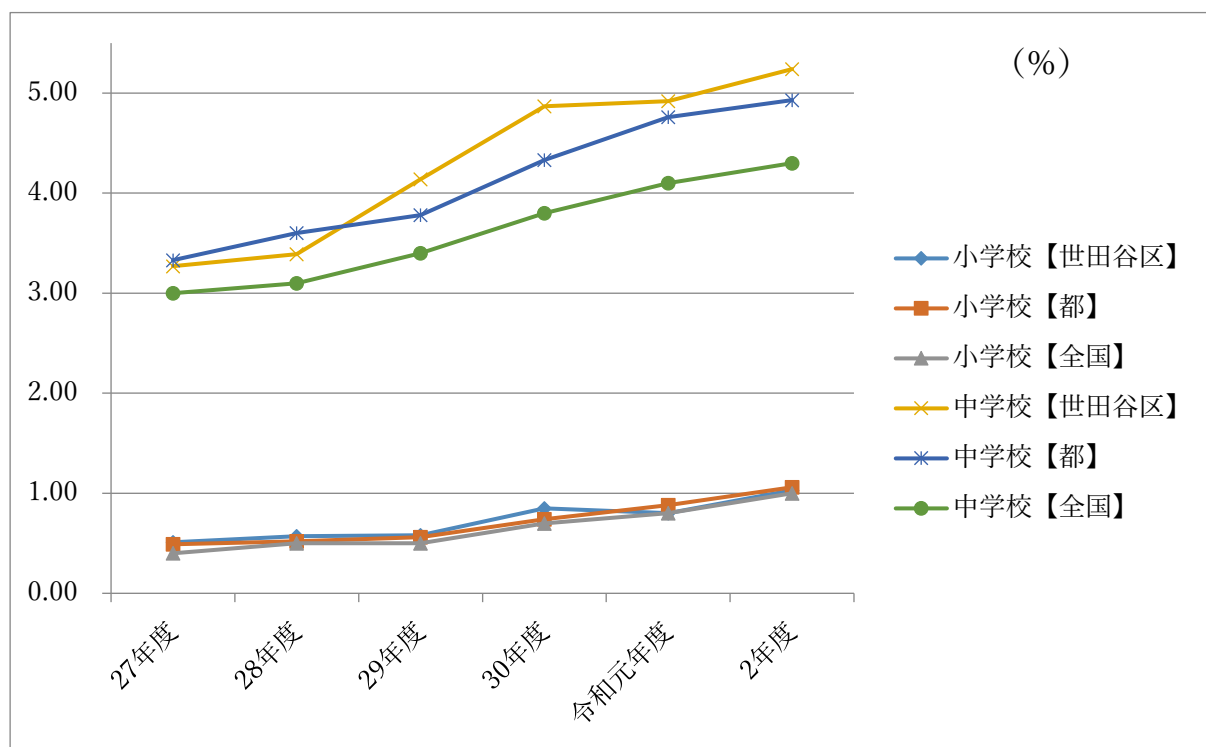
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

また、全児童・生徒数に占める割合についても、依然として高い水準で推移しており、令和2年度は小学校で1.03%（100人に1人）、中学校で5.24%（19人に1人）となっています。【図表02-1・2】

なお、本調査は年度間に30日以上欠席した不登校児童・生徒数のため、既に学級復帰した児童・生徒数や断続的に欠席した児童・生徒数も含まれていますが、平成29年度から平成30年度、及び令和元年度から令和2年度にかけて、不登校児童・生徒数が伸びていることが確認されます。これは、文部科学省の見解によると、平成29年2月に施行された「義務教育の段階における教育の機会の確保等に関する法律」における児童・生徒の状態に応じて休養させる等の趣旨が浸透したこと（平成29年度から平成30年度）、また、新型コロナウイルスの拡大による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと（令和元年度から令和2年度）等が背景として考えられています。

このように、不登校児童・生徒の状況は、社会情勢の変化等の影響を受けることから、その支援策の展開には、社会状況の変化とそれに伴う児童・生徒の変容を的確に捉えていく必要があります。

【図表02-1】 国、都、区における不登校児童・生徒の割合



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

【図表02-2】国、都、区における不登校児童・生徒の割合（％）

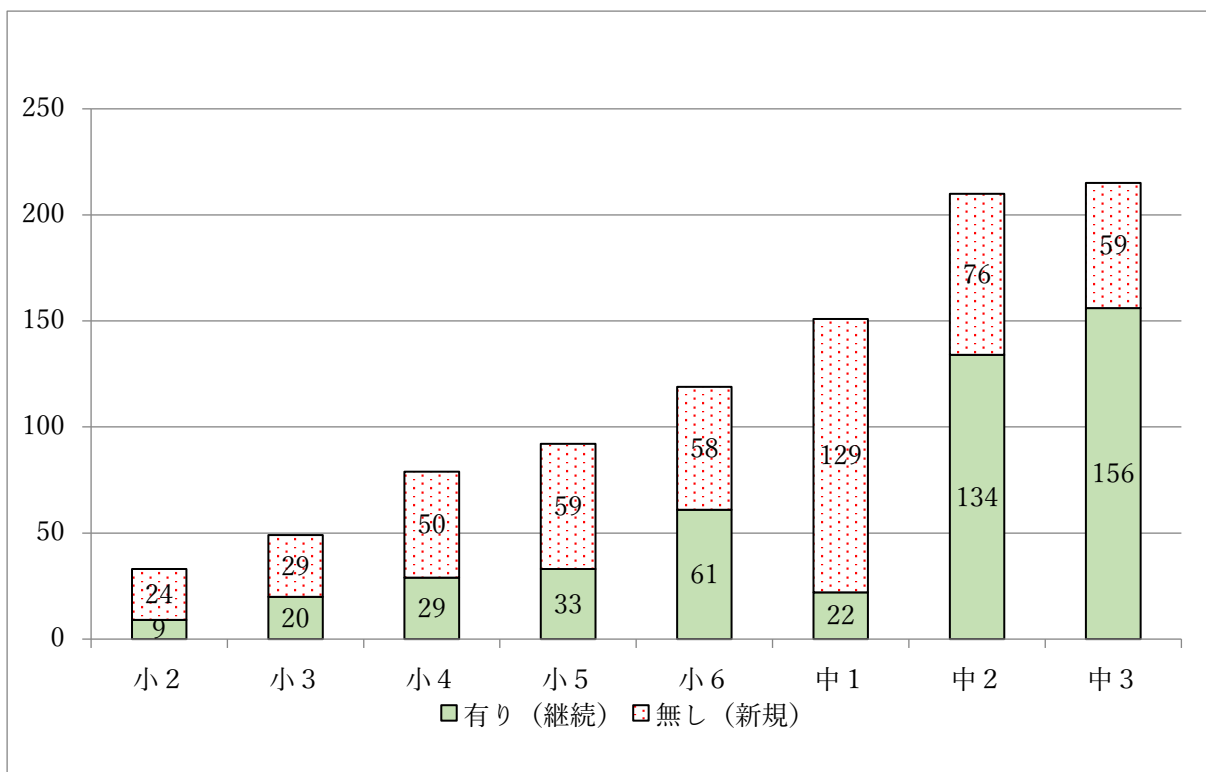
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
小学校	世田谷区	0.51	0.57	0.58	0.85	0.80	1.03
	都	0.49	0.52	0.56	0.74	0.88	1.06
	全国	0.40	0.50	0.50	0.70	0.80	1.00
中学校	世田谷区	3.27	3.39	4.14	4.87	4.92	5.24
	都	3.33	3.60	3.78	4.33	4.76	4.93
	全国	3.00	3.10	3.40	3.80	4.10	4.30

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

令和2年度の不登校児童・生徒数を学年別にみると、小・中学校ともに学年が上がるにつれて多くなり、小学校では6年生、中学校では3年生が最も多くなっています。また、当該学年で新たに不登校となった児童・生徒数に着目すると、中学校1学年が最も多く129人となっております。

【図表03】

【図表03】世田谷区立小・中学校における前年度の不登校経験の有無（学年別）



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

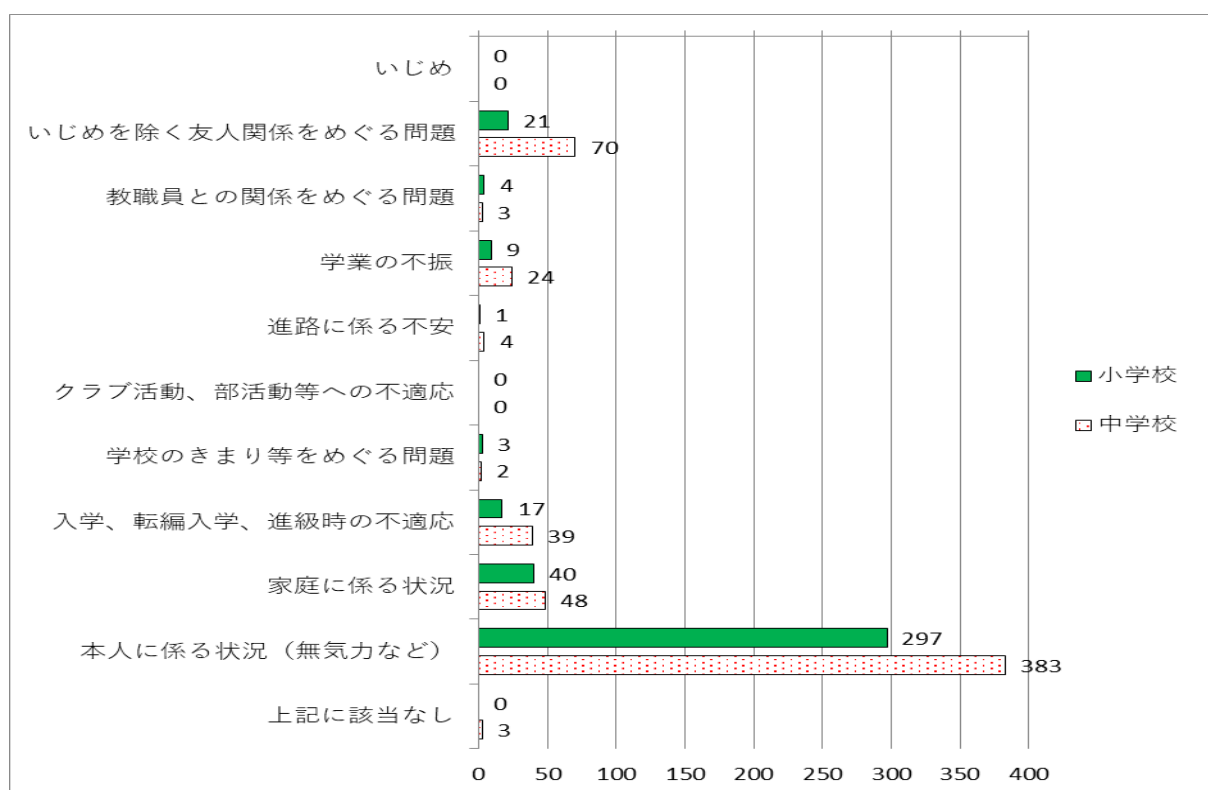
以上のことから、不登校児童・生徒数、割合ともに依然として高い水準で推移しており、新たな不登校児童・生徒を生み出さないための取組みが重要となります。また、中学校進学時において新たに不登校となる生徒が多く、小・中学校間における支援情報のきめ細やかな引継ぎや連携のさらなる強化等が求められています。

(2) 不登校になった要因と学校復帰率

不登校になった要因では、小学校、中学校ともに教員から見た主たる要因は「無気力・不安」が最も多く、全体の6割を占めています。

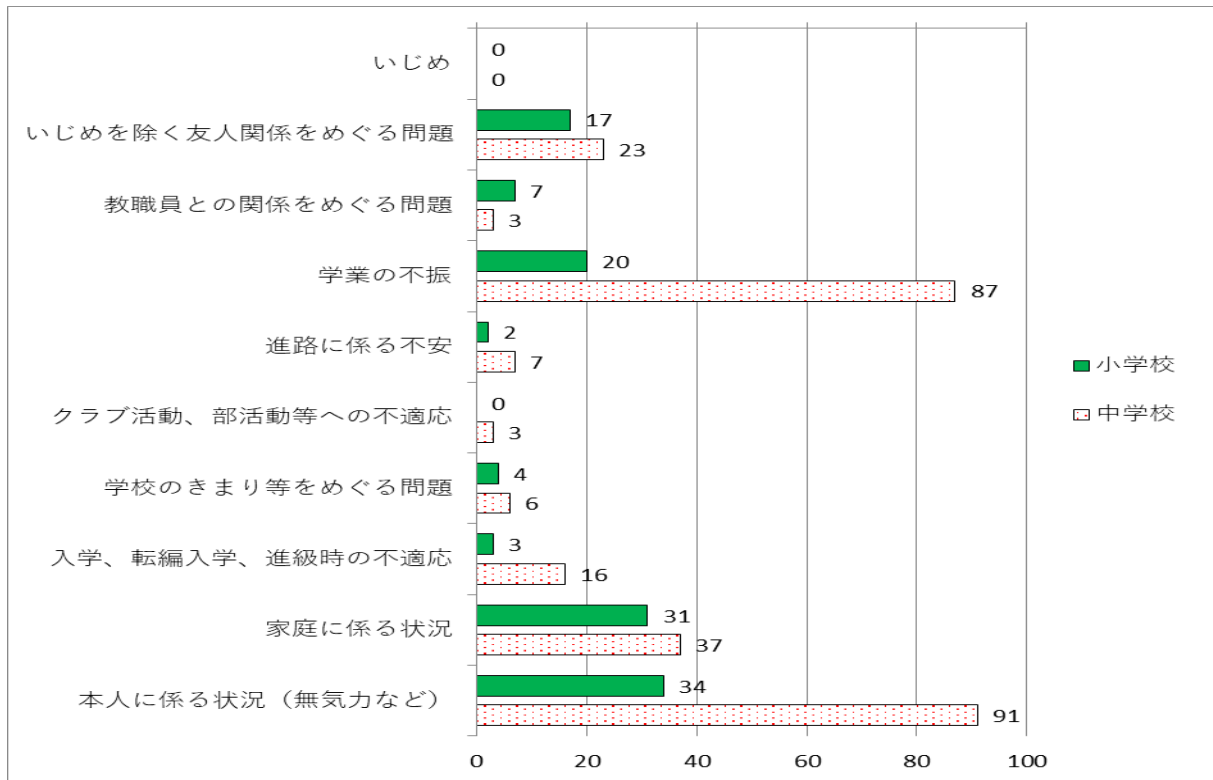
また、主たる要因以外の状況をみると、小学校では「家庭に係る状況」、「学業の不振」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の順で多くなっており、中学校では「学業の不振」、「家庭に係る状況」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」となっています。【図表04-1・2】

【図表04-1】 教員から見た不登校の主たる要因（一人1つ必ず選択）



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

【図表04-2】主たるもの以外にも当てはまる要因（一人2つまで選択可）



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

不登校になった要因について、学校内で直接的に児童・生徒とのかかわるスクールカウンセラー及び長期化・複雑化した課題に対応する教育相談の相談員がまとめた分析結果では、「コミュニケーションや学習、環境の変化への対応の困難さ、気持ちの整理の難しさなどとの関係」も出てきました。

これまでも教員への学校教育相談研修も含め、教育相談室の運営、SCの配置などを充実させ不登校状況への対応に取り組んできましたが、このように、不登校に至る要因は児童・生徒によって様々で複雑多岐にわたり複合的になっています。そのため、子どもの状況に早期に気づき、適切なかかわりや支援と周囲への理解の浸透を進める必要があります。また、児童・生徒への直接的な支援に加えて、保護者や家庭への福祉的支援や適切な福祉機関等との連携、児童・生徒一人一人の特性や状況に応じた個別指導計画に基づく学習支援やICT等を活用した多様な学習機会の確保など、背景や要因を的確にとらえた効果的な支援を行っていく必要があります。

一方で、不登校児童・生徒が学校や関係機関の指導・支援により、登校する又はできるようになった割合(学校復帰率)を見ると、小学校で22.2%、中学校で15.3%に留まっています。【図表 05】

【図表05】 不登校児童・生徒への指導の結果

区 分		小学校	中学校
指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒	人 数	87	88
	割 合	22.2%	15.3%
指導中の児童生徒	人 数	305	488
	割 合	77.8%	84.7%
計	人 数	392	576

令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

こうした状況は、要因を的確に捉えた適切な指導が行われているかを評価する必要があることを示唆しています。

児童・生徒への支援にあたっては、的確なアセスメントに基づき、児童・生徒の心の状態や環境等を十分に理解・把握し、一人一人の状態に応じた適切な支援を組織的・継続的に行っていくことともに、定期的に内容を評価・見直しを行う必要があります。

他方で、近年は、不登校児童・生徒の支援に際しては、学校復帰のみを目標とせず、児童・生徒らしさを尊重し個性に応じた学び方や進路を目指す保護者や家庭も増えていることにも留意が必要です。

(3) 不登校の長期化

令和2年度において、不登校児童・生徒のうち90日以上欠席している児童・生徒の割合は、小学校で50.5%、中学校で73.8%となっており、不登校児童・生徒の半数以上が長期に渡り欠席しており、小・中学校ともに学年が上がるにつれて、その傾向が顕著となっています。【図表 06】

【図表 06】 不登校児童・生徒のうち90日以上欠席している児童・生徒の割合

		全体	1年	2年	3年	4年	5年	6年
小学校	不登校人数	392	20	33	49	79	92	119
	うち90日以上欠席人数	198	8	11	20	41	50	68
	90日以上欠席割合	50.5%	40.0%	33.3%	40.8%	51.9%	54.3%	57.1%
中学校	不登校人数	576	151	210	215			
	うち90日以上欠席人数	425	102	152	171			
	90日以上欠席割合	73.8%	67.5%	72.4%	79.5%			

令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

学校を欠席する期間が長期化することで、学習の遅れ、生活リズムの乱れ等も生じて、健康的な日常生活への回復が一層難しいものとなることから、不登校の予兆への対応を含め、学校における早期段階からの支援が重要となります。

不登校期間中は、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクにつながる可能性が生じるため、不登校児童・生徒一人一人の状況に応じて、ほっとスクールや不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があります。

また、不登校の期間中においても、社会とのつながりを持てるよう、他者との関わりを持つことができる多様な居場所についても確保していくことが重要となります。

さらに、児童・生徒や保護者の状況に応じては、卒業後の支援も含め、児童相談所や子ども家庭支援課、(仮称)ひきこもり相談窓口などの福祉領域の関係機関とも連携を図っていく必要があります。

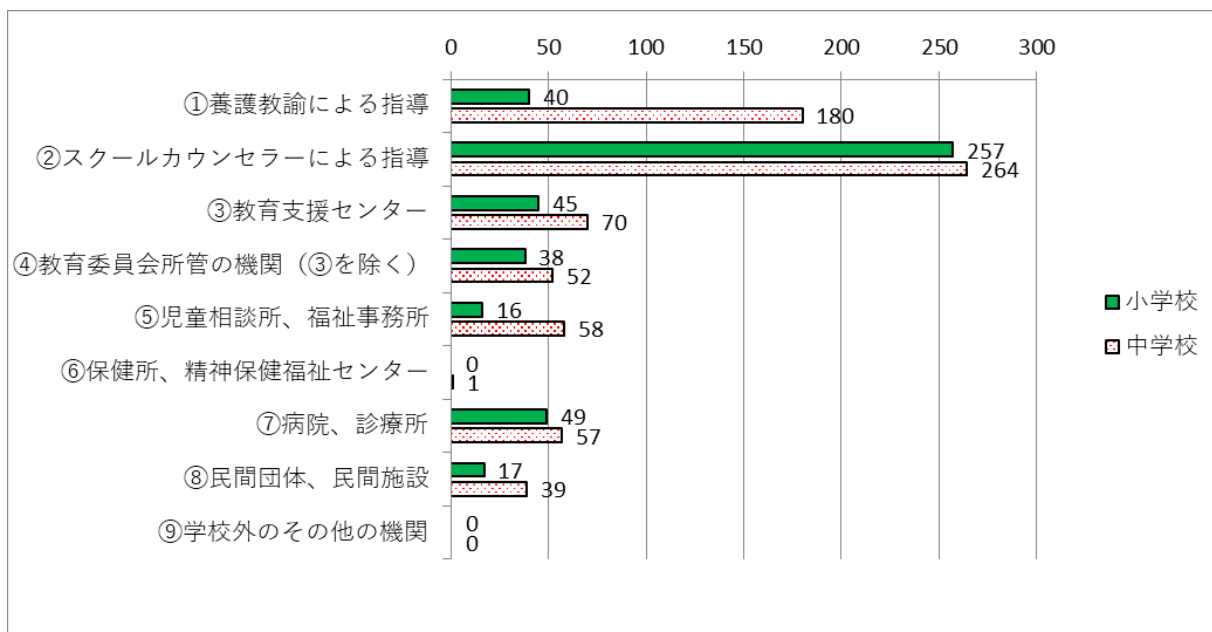
(4) 相談機関等において、相談や指導を受けていない不登校児童・生徒

学校内で、不登校や登校渋りの児童・生徒が相談や支援、指導等を受けているのは、スクールカウンセラーが最も多く、次いで養護教諭が多くなっています。小・中学校ともに、不登校にかかわる児童・生徒の約7割近くが学校内での相談や助言、指導などの支援を受けています。【図表 07】

一方で、外部の支援機関等の相談・指導も含めて支援を受けていない不登校児童・生徒の割合は小学校で約16%、中学校で約22%となっています。

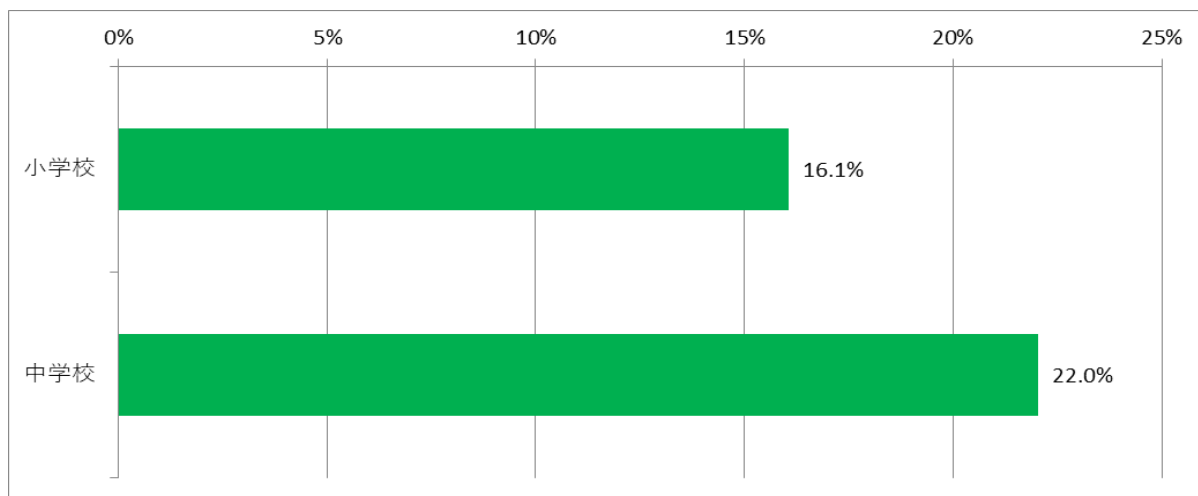
【図表 08】

【図表 07】 相談・指導等を受けた学校内外の機関等 (複数回答可)



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

【図表 08】 支援機関等の相談・指導を受けていない不登校児童・生徒の割合



令和 2 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

以上のことから、不登校児童・生徒の多くが、スクールカウンセラーを活用し相談や指導、助言等を受けていることから、スクールカウンセラーの専門性や資質のさらなる向上が求められます。また、スクールカウンセラーを有効に活用するためには、学校内の教育相談体制を強化し、早期に校内の連携体制を整えて支援につなげていく必要があります。また、学校外にある教育委員会教育相談室における不登校を主訴とする児童・生徒の来室相談件数は300件ほど(令和2年度)であり、不登校相談窓口での電話相談は120件余り(令和2年度)となっていますが、今後も主任教育相談員、心理教育相談員の専門性のより一層の向上を図り、学校や他の支援機関との連携を充実させるための工夫が求められています。

一方で、どこにも相談や指導を受けていない児童・生徒は、必要な支援が受けられないまま自宅で過ごしている可能性もあり、早急に適切な支援につなげていく必要があります。

そのため、教育相談室やほっとスクール等の支援内容を充実させていくとともに、課題が深刻化する前に解決する総合的な相談体制やオンラインの活用も視野に入れた相談支援体制を構築していく必要があります。

また、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの多様性や個性を生かして進路を主体的に捉え、将来、社会の一員として社会的・職業的に自立できるよう、それぞれの状況に即した多様な学びの場や居場所の充実を図る必要があります。

不登校児童・生徒のみならず、保護者への支援も重要になることから、気軽に参加できる相談支援の場としての「不登校保護者のつどい」や「進路説明会」も、その内容のさらなる充実が求められます。

なお、一方では児童・生徒にとっては、不登校の時期が心身の休養や自分らしさの発見や自分の特性を見つめ直す等の心の成長のために積極的な意味を持つことがあることにも留意する必要があります。学校外にある教育相談室におけるような、保護者と児童・生徒を焦らせずにじっくりと向き合い時間の熟成を伴うゆとりのある支援は今後も重要になります。

区としても、不登校児童・生徒の多様性や個性を認め伸ばすことを目指し、児童・生徒や保護者の置かれている状況等を的確に把握し、進路の選択肢を広げる多様な支援策を展開することで、社会的自立につながる支援を行っていく必要があります。

コラム コロナ感染症と不登校 ～オンライン学習の活用～

令和2年度当初は新型コロナウイルス感染症により、約3か月の学校休業となりました。学校は電話や家庭訪問等により児童生徒の状況を把握するとともに、学びを止めないよう、学習動画を配信する等のオンラインを活用した取り組みを行ってきました。



令和2年度の不登校児童・生徒数は増加しておりますが、一方で分散登校やオンライン学習を進めていく中で、不登校傾向にあった児童・生徒が授業や学級活動等に参加するケースも見られました。

不登校傾向にある児童・生徒にとっての「学校に行かなくてはいけない」という不安感が軽減され、自分のペースで学習を進められることや、毎日登校しなくても学校とつながることができたことがその要因と考えられます。



令和3年度には、区立小中学校の全児童・生徒に1人1台のタブレット端末が配布され、対面授業での活用だけでなく、家庭から学校にいる友達と同じ時間に授業を受けたり（ZOOMやTEAMSによるライブ配信）、教員と児童・生徒が教材や学習成果の双方向でやり取り（ロイロノート）や、AI教材を活用した自習（QUBENA）など、不登校児童・生徒にとっても、オンラインを活用した学習は広がっています。

ます。

また、不登校児童・生徒の居場所となるほっとスクールでも、登録して通室に至らなかった児童・生徒に対しタブレット端末を活用した学習支援を実施し、オンライン学習の継続の結果、通室につながる成果も見られました。

不登校の要因や背景は様々であり、学校は個々の児童・生徒の教育的ニーズを把握し、社会的な自立を支援していかなくてはなりません。今後はより一層のオンラインを活用した支援を推進していきます。

資料

<令和2年度>

- ・新型コロナウイルスの感染回避による年間30日以上長期欠席者：164人

<令和3年度>

- ・新型コロナウイルスの感染回避による年間30日以上長期欠席者：106人（11月末）
- ・不登校児童・生徒のうち、ICT等を活用した自宅学習等を行っている児童・生徒の割合【令和3年4月から11月までの平均割合】
小学校 19.5% 中学校 8.8%

～第3章～

世田谷区不登校対策アクションプラン

(2018年度～2021年度)の取組み成果と課題

1 不登校対策アクションプラン（2018年度～2021年度） の取組み成果と課題

世田谷区教育委員会では、平成30年3月に策定した「世田谷区不登校アクションプラン」に基づき、「不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行う」ことを基本的な考えに据え、「一人ひとりに寄り添い続ける」、「自己肯定感をはぐくむ」、「多様で適切な教育機会を確保する」、「ネットワークによる支援を行う」の4点を取組みの方向性に掲げ、「児童・生徒に対する直接的な支援」、「環境の整備」、「保護者・家庭への支援」の大項目に基づき、様々な施策を展開してきました。以下に、これまでの取組みの成果を整理しました。

I 児童・生徒に対する直接的な支援

(1) 学校における支援

○取組み成果

学校における支援では、不登校児童・生徒に対する初期段階からの速やかな支援を行うため、既存の校内委員会を活用し、担任教諭や専門スタッフ等が連携した支援体制の充実などに取り組んできました。

また、不登校予防の観点から、学習意欲の向上を図るとともに、それぞれの習熟度に応じたきめ細やかな指導と学力の定着に向けて、放課後・土曜日の補習教室の実施のほか、令和3年度から区立小・中学校の児童・生徒に一人一台タブレットを配付し、キュビナやロイロノート等の学習ソフトウェアによる学習支援等を実施しました。

◆児童・生徒に対する直接的な支援

アクションプランで示した取組み	取組み状況
1 学校における支援	
(1) 校内の組織体制の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 既存の会議体の活用による、校内における情報共有や支援方針の検討の場の指定 教育相談主任を中心とした支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 担任や専門スタッフ等が連携した支援体制の充実 教育相談主任を中心とした支援体制の充実
(2) 個に応じた継続的な支援	
<ul style="list-style-type: none"> 不登校の予防から初期対応、事後対応の各段階における統一的な対応を行うための指針（ガイドライン）の作成・運用 支援シートの作成、運用による組織的かつ継続的な支援 	<ul style="list-style-type: none"> 都作成「児童・生徒を支援するためのガイドブック」配布、活用 各校で支援シートを活用 S Cが担任の協力を得てアセスメントシートを試行的に活用
(3) 学習支援の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 放課後教室等の拡充による児童・生徒の状況に応じた学習支援の充実 I C Tを活用した学習支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後・土曜日の補習教室の実施 中学生への学習ソフトウェアによる自宅学習（e-ラーニング）支援等の試行・実施 タブレット型情報端末の配布 タブレット型情報端末を活用した学習支援

○さらなる充実に向けて

- ・不登校への対応、支援にあたっては、適切なアセスメントのもと、一人一人の状況に即した支援計画を定め、組織的、計画的な支援を行っていく必要があることから、不登校の各段階において、統一的な対応を行うための指針となる区の実情を反映した「不登校対応ガイドライン」を作成し、活用に向けた周知を図る必要があります。
- ・個々の学習進度や特性に応じたICTによる学習支援や児童・生徒の個性や能力を伸長するキャリア教育を推進するなど、魅力ある授業づくりをさらに進めていく必要があります。

(2) 校外からの支援

○取組み成果

校外からの支援では、平成30年度より総合教育相談室にスクールソーシャルワーカーを1名増員、平成31年2月にはほっとスクール希望丘を開設し、不登校児童・生徒に対する相談・支援体制の強化を図りました。

子ども一人一人の課題に応じた専門的対応を強化するため、令和2年度には教育相談・支援課に特別支援教育巡回グループを設置して、各学校を巡回し配慮を要する子どもたち一人一人のニーズに合わせた学びや支援への助言などを行っています。また、不登校に関する困難事例への対応を支援するほか、不登校の原因分析や対応策の検討を行う不登校支援グループの令和4年4月設置に向けた検討を行いました。

区立小・中学校やほっとスクールにおいて、学びや社会とのつながりが定着しない不登校児童・生徒に対し、NPO法人との協働によりオンラインを活用した居場所の提供や学習支援を試行的に実施しています。

教室に入れず、保健室等の別室で登校する児童・生徒への人的支援として学校生活サポーターを区立小・中学校5校で試行的に配置しました。

令和3年12月に開設した「世田谷区教育総合センター」では、不登校等にかかわる総合的な教育相談・支援体制の構築、ほっとスクール「城山」の移転、家庭とほっとスクールをつなぐために心理的支援を中心とした中間的な居場所としての小集団の設置に向けた検討など、不登校支援の拠点として不登校対策の一層の充実に取り組んでいます。

◆児童・生徒に対する直接的な支援

アクションプランで示した取組み	取組み状況
2 校外からの支援	
(1) 教育相談環境の整備	
・主任教育相談員、心理教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質の向上、配置の充実	・スクールソーシャルワーカー1名増員 ・心理教育相談員（職）1名増員
(2) チームによる支援体制の整備	
・「教育支援チーム」の拡充 ・学校を巡回し、不登校の状況の確認や助言を行う仕組みの構築	・特別支援教育巡回チームの設置 ・不登校支援チームの設置に向けた検討
(3) 居場所の確保	
・家庭とほっとスクール等の中間的居場所の調査検討 ・友人づくり、学習の補填、心理的な支援のある居場所など、様々なニーズに応じた居場所の確保の検討 ・不登校予防の観点からの居場所の確保に向けた保健福祉領域との検討	・NPO法人と協働でオンラインでの不登校児童・生徒支援事業のモデル実施 ・別室登校の支援を目的とした学校生活サポーターのモデル的配置（5校） ・教育総合センター内に心理的支援を中心とした家庭とほっとスクールなどの中間的な居場所の設置に向けた検討
(4) 不登校対策機能の構築	
・不登校対策の中核的機能・研究機能の教育総合センターへの移行	・教育総合センターの開設に伴う不登校支援機能の構築

○さらなる充実に向けて

- ・児童・生徒や保護者から寄せられる相談内容が多様化・複雑化している状況を踏まえ、引き続き教育相談室主任教育相談員、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、ほっとスクール指導員の資質や専門性の向上を図る必要があります。
- ・不登校支援チーム、教育支援チーム、特別支援教育巡回チームの各チーム間における連携のあり方について、既存の校外アドバイザーとの役割分担を整理しながら検討を進める必要があります。
- ・オンラインを活用した学習支援や居場所の提供について、試行的な取組みの結果を検証し、本格的な運用に向けた検討を進める必要があります。
- ・家庭とほっとスクールをつなぐ中間的居場所の運用についても検証し、多様な心理的教育的支援を目指す居場所の開設を図る必要があります。また、登校はできるものの教室に入れず、保健室や図書室等を居場所としている別室登校の児童・生徒に対する支援も拡充していく必要があります。さらには、保健福祉領域等の他所管と連携を図りながら、多様な居場所の確保に取り組む必要があります。
- ・長期化している相談事例を把握して、支援の大切さを共有し強化を図るなど、支援者を孤立させない取組みを行う必要があります。

(3) 切れ目ない支援

○取組み成果

特別な配慮や支援が必要な児童・生徒について、学び舎内の学校間などで児童・生徒指導要録等に基づき、「個別指導計画」、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を活用し、情報共有を行っています。また、幼稚園・保育所等から小学校への引継ぎについては、「就学支援シート」や「就学支援ファイル」を活用し、個人情報に留意しながら切れ目ない支援を行っています。

また、中学校卒業後においても、引き続き支援が必要な場合には、メルクマールせたがやをはじめとした若者支援ネットワーク等の保健福祉領域の関係機関、都立高校などとの連携・引継ぎを行うほか、ほっとスクールにおいても、卒業後の相談に対して継続的な対応を実施しています。

◆児童・生徒に対する直接的な支援

アクションプランで示した取組み	取組み状況
3 切れ目ない支援	
(1) 支援情報の引継ぎ	
<ul style="list-style-type: none"> 区立小中学校における情報連携について、共通のルールの検討、運用 学び舎単位でのモデル実施、検証 	<ul style="list-style-type: none"> 学び舎単位での引継ぎを実施 共通ルールの検討・運用、及び学び舎単位のモデル実施については未実施
(2) 関係機関・地域との連携	
<ul style="list-style-type: none"> ほっとスクールにおける中学校卒業後の支援の実施 都立高校（チャレンジ校など）との連携 保健福祉領域との連携による就労・就学やひきこもりへの支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ほっとスクールにおける卒業後の相談への継続的な対応の実施 スクールカウンセラーを対象としたヤングケアラー講演会の実施 「不登校・ひきこもり支援部会」での情報共有（都立高校ユースワーカーなど）

○さらなる充実に向けて

- ・中学校進学時において不登校の生徒が倍増する状況を踏まえ、小・中学校における情報の引継ぎや連携において、各学校間で「支援シート」に基づく情報連携を目指した統一的なルールを作成するなど、連携の強化に取り組む必要があります。
- ・児童・生徒、保護者の状況に応じて児童相談所や子ども家庭支援課などの福祉部門との連携を強化するとともに、不登校生徒の「ひきこもり」の予防に向け、「メルクマールせたがや」や「ひきこもり相談窓口」とも連携を図り、中学校卒業後の継続的な支援につなげる必要があります。

II 環境の整備

(1) 安心で魅力ある学校づくり

○取組み成果

不登校の早期発見・早期対応のため、ライフステージに応じた研修（初任者等研修等）や教育相談主任研修、特別支援教育コーディネーター研修を通じて、教員が児童・生徒の不登校の兆しに気づき適切な働きかけができるよう、教員の対応力の向上を図りました。

また、各学校では教育相談主任を中心に、児童・生徒理解を深め、一人一人に応じた支援体制の充実を図りました。

児童・生徒が自分の特性や得意分野に気づき、自己肯定感を高めることができるよう、各学校において、多様な体験活動の実施やキャリア教育の充実など、特色ある学校づくりに取り組んでいます。

◆環境の整備

アクションプランで示した取組み	取組みの状況
1 安心で魅力ある学校づくり	
(1) 教員研修の体系化と一層の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 研修の全体像を見直し、教員の職層や役割に応じた研修の体系化に取り組む カウンセリング研修の悉皆での実施を検討 教育相談主任について研修内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 教員研修の実施 ライフステージに応じた研修にてカウンセリング研修の実施 教育相談主任研修、特別支援教育コーディネーター研修の実施
(2) 特色ある教育活動の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 自分の特性や得意分野に気づき、自己肯定感を高められるような体験活動の拡充 効果的な事例を収集・整理し、各学校へ情報提供するなど、体験活動の計画・実践を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ゲストティーチャーによる授業 キャリア教育の充実 創意工夫された体験活動等の実施 各学校へ効果的な教育活動の紹介、実施への支援

○さらなる充実に向けて

- 児童・生徒の状態等の変化に早期に発見し対応につなげるため、教員が児童・生徒理解の深化を図り、適切なアセスメントを行うとともに、研修等により教員の対応力の向上を図る必要があります。
- 学校や学級が、児童・生徒にとって楽しく学ぶことができる場、自分の個性や能力に気づき、自己肯定感を高めることができる場となるよう、学習支援や体験活動のさらなる充実を図り、児童・生徒の多様性や個性を認め伸ばす学校づくりを推進する必要があります。
- タブレット型情報端末の活用やキャリア教育、STEAM教育の推進により、児童・生徒一人一人の個性や能力を伸長する、個に応じたきめ細やかな学習支援が求められています。

(2) 多様な教育機会の確保

○取組み成果

ほっとスクールの定員超過、遠距離通室の解消を図るため、平成31年2月に希望丘複合施設内にほっとスクール「希望丘」を開設し、運営を民間事業者に委託したことで、民間のノウハウや人的ネットワークを活かした多様な活動が行われています。

また、合同行事や合同会議を通じて、ほっとスクール間の児童・生徒および職員の交流を図ってきました。

民間事業者への委託制度の導入効果等の分析、各ほっとスクールにおける運営評価を実施し、ほっとスクールにおける支援の一層の充実に向けた検討も行いました。

また、社会的に自立することを目指して、本格的な学習支援を必要としている不登校児童・生徒に対する新たな支援の場として、「不登校特例校（分教室型）」の令和4年4月の開設に向けた準備を進めました。

令和3年度に、区立小・中学校の児童・生徒に一人一台タブレットを配付し、学習ソフトウェアによる自宅等学校外における学習支援を行いました。加えて、NPO法人との協働によるオンラインを活用した学習支援等を試行的に実施しました。

「不登校保護者のつどい」において、民間フリースクール等の関係者を招き、団体の活動を紹介しました。また、不登校施策をまとめたリーフレットを作成し、学校等の関係機関及び保護者に配付し、不登校支援施策に関する理解促進を図りました。

◆環境の整備

アクションプランで示した取組み	取組み状況
2 多様な学習機会の確保	
(1) ほっとスクールの充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・定員の超過、遠距離通室の解消を図るため、新たなほっとスクールの開設 ・ほっとスクール城山の老朽化に伴う、教育総合センターへの移転 ・民間ノウハウの活用による学習・体験活動等の充実 ・ICTを活用した学習支援の実施 ・ほっとスクールスタッフを対象とした研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとスクール希望丘を民間委託により開設、運営 ・ほっとスクール城山を令和3年12月に教育総合センターに移転 ・民間ノウハウの活用に向けた、ほっとスクール合同連絡会、合同行事の開催 ・ほっとスクールにおけるWi-Fi環境整備実施 ・ほっとスクールを利用する児童・生徒へのICTを活用した学習支援の試行的実施 ・各ほっとスクールでの研修、課主催の合同研修を実施 ・ほっとスクールの評価結果を踏まえた、ほっとスクール事業の充実に向けた検討

(2) 特別支援学級等における指導	
・「ひなぎく学級」の位置づけや指導・支援のあり方の検討、充実	・「自閉症・情緒障害学級」の開設（小学校2校、中学校1校） ・世田谷中学校での「特別支援教室」の開設 ・不登校特例校の令和4年4月開設に向けた準備
(3) 夜間中学校における受入れ	
・不登校生徒の受け入れに向けた教育内容の検討と体制の整備	・施策について再検討
(4) ICTを活用した学習支援	
・ICTを活用した自宅等学校外における学習機会の拡充	・児童・生徒に一人一台タブレットを配付 ・学習ソフトウェアによる自宅学習支援の試行・実施
(5) フリースクール等民間施設、団体等の関係の構築	
・情報共有や意見交換を行う場として「(仮称)連絡協議会」の設置	・「不登校保護者のつどい」における民間フリースクールとの連携 ・「(仮称)連絡協議会」については未設置
(6) 関係機関・地域との学習支援における連携	
・学習支援や自己有用感を高める体験活動に関する情報を一覧化し、児童・生徒、保護者へ情報提供	・「不登校支援施策リーフレット」の学校等関係機関、全保護者配布による理解促進

○さらなる充実に向けて

- ・ほっとスクールの体験通室を含めた申込者数は年々増加していることから、令和4年4月のほっとスクール「城山」の移転にあわせ、定員の拡充（25名→35名）を図るとともに、新たなほっとスクールの整備の可能性についても検討を進めていく必要があります。
- ・ほっとスクールにおける、より魅力的な体験プログラムの実施や教材の整備、オンライン等を活用した学習支援等、さらなる充実に向け、運営体制を強化していくとともに、直営施設と民間委託施設の交流・連携の強化を図っていく必要があります。
- ・ほっとスクールと新たに開設する「不登校特例校（分教室）」との機能や役割の違いを明確にし、不登校児童・生徒の状態に応じた多様な支援策を展開していきます。また、学校型への移行に向けた検討を進めていく必要があります。
- ・個々の学習進度や特性に応じた個別指導計画の作成、教材の選択と適切な専門的指導、ICTによる学習支援等の一層の充実、個別の学習支援に必要な人的支援の確保について検討していく必要があります。
- ・フリースクール等の民間施設が不登校児童・生徒の居場所として一つの役割を担っていることから、保護者にさらなる情報提供を実施するとともに、児童・生徒が民間施設において指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについても整理する必要があります。

Ⅲ 保護者・家庭への支援

(1) 支援の充実

○取組み成果

教育相談室においては、個別の児童・生徒および保護者からの面接相談を充実させるために外部講師による職員研修会を定期的に行い、不登校児童・生徒の保護者や家庭が抱える悩みへの対応を行っています。

さらに、不登校児童・生徒の保護者や家庭が抱える不安や悩みなどの負担の軽減を目的とした「不登校保護者のつどい」は、実施地域を5地域に拡大したほか、夜間開催の回数の増加や土曜日開催など、より多くの保護者に参加してもらうための取組みを行いました。また、進路説明会の開催回数を増やしたほか、個別進路相談会や個別高校説明会を新たに開催し、進路に関する情報を得られる機会を拡充し、保護者が抱える進路に関する不安の軽減に取り組ましました。

また、不登校状態になった際の子どもの接し方や学校とのかかわり方、不登校支援機関など、保護者が必要とする情報を掲載した「保護者向けハンドブック」を作成、配布し、保護者への不登校に対する理解促進を図りました。

◆保護者・家庭への支援

アクションプランで示した取組み	取組み状況
1 支援の充実	
(1) 心理的負担の軽減	
<ul style="list-style-type: none"> ・不登校保護者のつどいについて、具体的な情報提供の更なる充実を図るとともに、夜間開催の回数を増やす。 ・ほっとスクールに通室する児童・生徒の保護者に対し、不登校保護者のつどいへの参加を案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地域を5地域に拡大 ・夜間開催の回数の増加、土曜日開催の実施 ・進路説明会（個別・合同進路相談、個別・合同高校説明等）の開催
(2) 不登校理解の促進	
<ul style="list-style-type: none"> ・不登校に関する様々な情報を掲載した「保護者向けハンドブック」を作成し、不登校に対する理解促進を図る。 ・地域や家庭における不登校理解促進に向け、PTAや家庭教育学級等と連携した取組みの検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が必要とする不登校に関する情報を掲載した「保護者向けハンドブック」を作成、配布 ・「不登校支援施策リーフレット」の学校等関係機関、全保護者配布による理解促進

○さらなる充実に向け

- ・「不登校保護者のつどい」について、参加機会の更なる拡充を図るとともに、進路に関する不安や悩みを抱えている保護者が多いことから、進路に関する情報提供や相談の機会の拡充も含め、より効果的な運営方法の検討を行っていく必要があります。

- ・不登校を取り巻く状況が複雑多岐にわたり複合化しているために、学校や教育委員会の取組みだけでは、不登校児童・生徒への支援が不十分であったり困難であったりする事例もあります。児童・生徒や保護者の状況に応じて適切な支援につなげられるよう、保健福祉領域をはじめとする関係機関との連携を強化し、状況に応じた適切な支援につなげていく必要があります。

～第4章～

第2次世田谷区不登校支援アクションプランの基本的な考え方

1 不登校児童・生徒への支援の基本的考え方

不登校は、登校できない状況だけを捉えて問題行動として対応するのではなく、その要因や背景に目を向けることが重要です。不登校は、取り巻く環境によっては、どこの学校・学級、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉えることが、不登校児童・生徒への支援の基本的考え方であることを、家庭、学校、地域で共通理解することが必要です。そして、支援の方向性として、不登校にある児童・生徒の状態に応じた適切な支援を行うことが重要となります。

この考え方に基づき、不登校児童・生徒の支援の際には、登校だけを目標とすることなく、児童・生徒への理解を深め、その多様性や個性を認め伸ばすことを目指します。それらのかかわりを通して児童・生徒が自らの進路を考え、決定し、社会的自立を目指すことへ展開していくことが重要です。

このことを踏まえ本計画では、不登校児童・生徒への支援全体を通しての考え方として、「不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行うこと」とし、様々な取組みを進めていきます。

不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行う

2 不登校児童・生徒への支援の方向性

この間、区では様々な施策を展開し、不登校児童・生徒への支援を行ってきました。しかしながら、不登校児童・生徒の数は依然として高い水準で推移しており、今後の区における不登校支援については、第2章で述べてきたように、児童・生徒や保護者の置かれている状況等を的確に把握し、その多様性や個性を認め伸ばすことを目指し、社会的自立につながるよう、学校内外において、児童・生徒の進路の選択肢を広げる多様な支援策の展開が求められています。

そのためには、不登校児童・生徒への支援の方向性を「多様性や個性を伸ばす学校づくり」、「早期支援」、「長期化への対応」の3つに分け、上記で掲げた「不登校児童・生徒の社会的自立につながる支援」を念頭に、それぞれの段階に応じた適切かつ多様な支援を行っていく必要があります。

①多様性や個性を認め伸ばす学校づくり

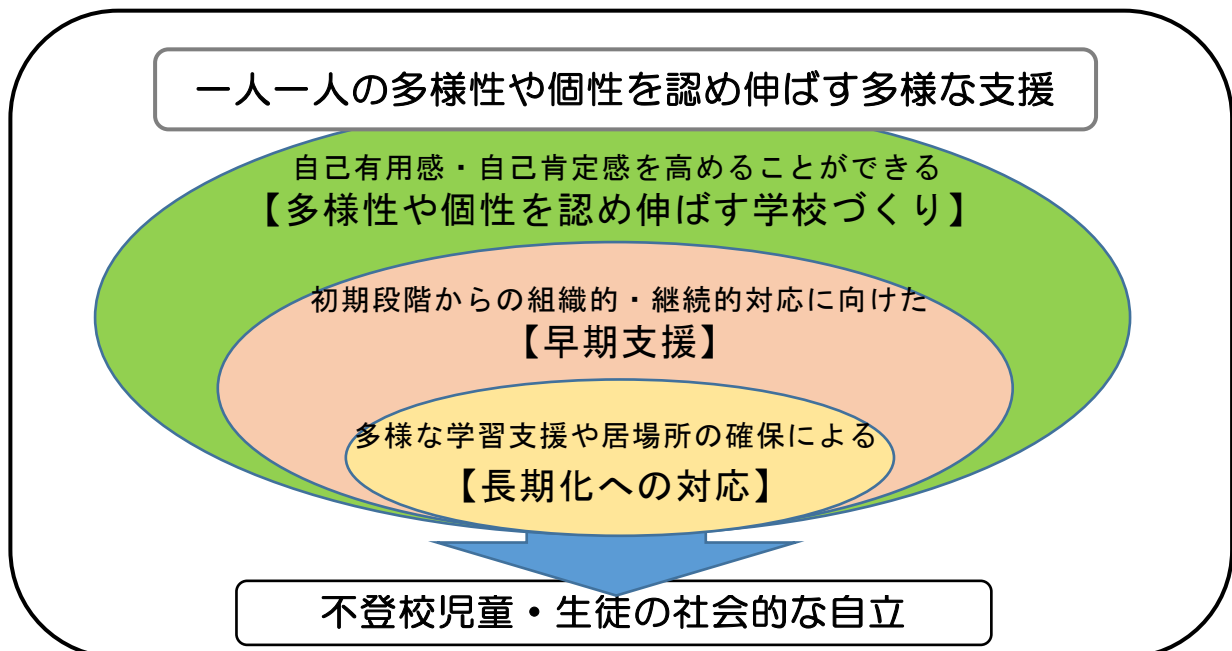
不登校支援にあたっては、その前提として、児童・生徒一人一人の個性に応じて、教員や保護者の共通理解のもと、その学びや生活のあり方の多様性を認め、児童・生徒の自己有用感や自己肯定感を高めながら、安心して通い続けることができる学校づくりが重要となります。

②早期支援

不登校については、その要因や背景が多様かつ複雑多岐にわたり複合的であるために、児童・生徒一人一人の心の状態や環境等の変化を早期に把握し、一人一人の個性や多様性に応じた支援を、学校内の支援体制はもとより、学校間を超えた連携や関係機関との連携も含め、組織的・継続的に行っていく必要があります。

③長期化への対応

不登校が、長期化すると、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクにつながる事が予測されます。学校内外の相談支援体制を強化し、早期に支援につなげていくとともに、タブレット情報型端末を活用した多彩な学習支援や、ほっとスクール、不登校特例校における支援など、多様な学びの場や居場所の充実を図り、不登校児童・生徒一人一人の状況に即した適切な支援を行っていく必要があります。

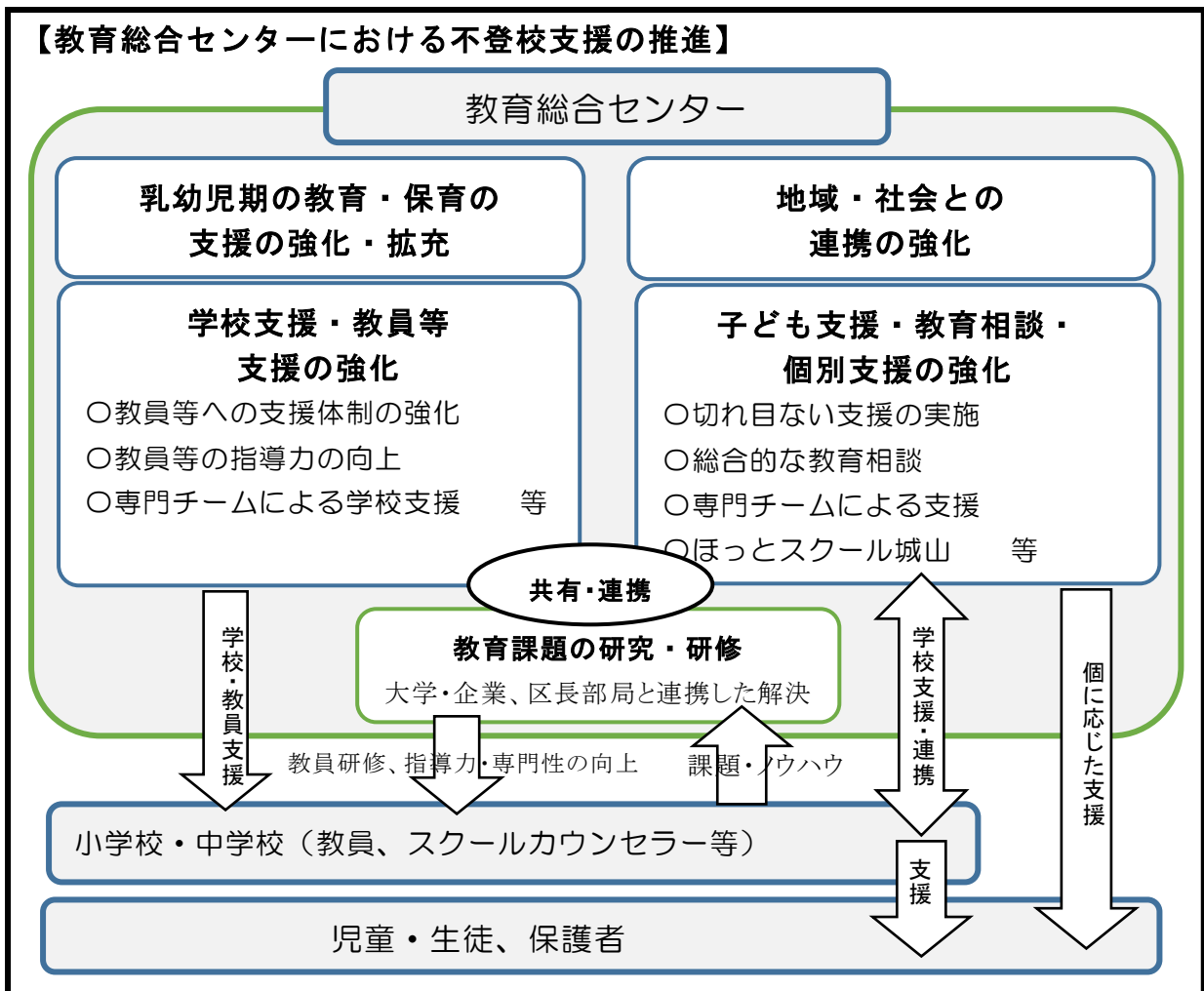


3 教育総合センターにおける不登校支援の推進

教育総合センターでは、「子ども支援・教育相談・個別支援の強化」、「学校支援・教員等支援の強化」等の機能を発揮しながら、総合的な教育相談の拠点づくりや専門チームによる学校支援、関係機関との支援ネットワークの構築など、不登校支援の中核的機能を果たし、本プランの取組みを着実に推進します。

また、政策研究部門と連携した教育課題の研究を実施し、それらの成果・普及を通じて、学校や教員等に対する支援も進め、総合的な不登校施策の推進に取り組んでいきます。

今後、教育総合センターにおける、「子ども・保護者支援を行う部門」と「研究・研修部門」が相互に連携しながら、不登校児童・生徒及び保護者への支援の一層の充実を図っていきます。



4 第2次不登校支援アクションプランの目標

本プランでは、不登校児童・生徒への「多様性や個性を認め伸ばす学校づくり」、「早期支援」、「長期化への対応」の取組みを通じて、以下の目標を掲げていきます。

（1）児童・生徒一人一人の多様性や個性を認め伸ばす学校づくり

様々な教育活動や体験活動を通じて、児童・生徒一人一人の多様性や個性を認め伸ばす学校づくりを推進し、学校生活が楽しいと感じる児童・生徒を増やしていきます。

（2）不登校の児童・生徒一人一人の状況に即した適切な支援へのつなぎ

不登校の児童・生徒、保護者の状況を的確に把握し、その多様性や個性に応じた支援方針を定め、一人一人の状況に即した適切な支援につなげ、どこにも支援につながっていない児童・生徒数の減少を図ります。